

令和元年9月9日招集

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和元年9月9日)

若桜町議会事務局

令和元年第4回若桜町議会定例会（第1号）

| | | | | |
|--------------------------------------------|----------------|-------|----------|--------|
| 招集年月日 | 令和元年9月9日 | | | |
| 招集の場所 | 若桜町役場（若桜町議会議場） | | | |
| 開 会 | 午後1時30分 | | | |
| 応招議員 | 1番 | 梶原 明 | 6番 | 小林 誠 |
| | 2番 | | 7番 | 山本晴隆 |
| | 3番 | 青木一憲 | 8番 | 中尾理明 |
| | 4番 | 山根政彦 | 9番 | 前住孝行 |
| | 5番 | 山本安雄 | 10番 | 川上 守 |
| 不応招議員 | | | | |
| 出席議員 | 1番 | 梶原 明 | 6番 | 小林 誠 |
| | 2番 | | 7番 | 山本晴隆 |
| | 3番 | 青木一憲 | 8番 | 中尾理明 |
| | 4番 | 山根政彦 | 9番 | 前住孝行 |
| | 5番 | 山本安雄 | 10番 | 川上 守 |
| 欠席議員 | | | | |
| 地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者 | 町 長 | 矢部 康樹 | 農林建設課長 | 佐々木明仁 |
| | 副 町 長 | 盛田 聖一 | 農林建設課参事 | 山本 伸一 |
| | 総 務 課 長 | 竹本 英樹 | ふるさと創生課長 | 谷本 剛 |
| | 町民福祉課長 | 藤原 祐二 | 税 務 課 長 | 前田 弥生 |
| | にぎわい創出課長 | 谷口 国彦 | 教 育 長 | 新川 哲也 |
| | 保健センター所長 | 山根 葉子 | 教育委員会次長 | 山口 由企夫 |
| | 包括支援センター 所長 | 寺西 満 | 出 納 室 長 | 上川 恭子 |
| | 代表監査委員 | 藤原 重明 | | |

| 職務のために議場に出席した者の職・氏名 | | | |
|---------------------|--------|---------------------------------------|------|
| 事務局長 | 下石裕美 | | |
| 書記 | 伊賀忍 | | |
| 提出議案の項目 | | | |
| 件数 | 件名 | 議案名 | 議決結果 |
| 1 | 議案第54号 | 平成30年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 2 | 議案第55号 | 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 3 | 議案第56号 | 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 4 | 議案第57号 | 平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 5 | 議案第58号 | 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 6 | 議案第59号 | 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 7 | 議案第60号 | 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 8 | 議案第61号 | 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 9 | 議案第62号 | 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 10 | 議案第63号 | 平成30年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 11 | 議案第64号 | 平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 原案認定 |
| 12 | 議案第65号 | 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 13 | 議案第66号 | 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 14 | 議案第67号 | 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

| | | | |
|----|--------|----------------------------------|------|
| 15 | 議案第68号 | 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) | 原案可決 |
| 16 | 議案第69号 | 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) | 原案可決 |
| 17 | 議案第70号 | 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正 について | 原案可決 |
| 18 | 議案第71号 | 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正に ついて | 原案可決 |
| 19 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 20 | 議案第73号 | 損害賠償の額を定めることについて | 原案可決 |
| 21 | 議案第74号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 22 | 議案第75号 | 若桜町監査委員の選任について | 原案同意 |
| 23 | 議案第76号 | 若桜町教育委員会教育長の任命について | 原案同意 |
| | 議員提出議案 | | |
| 24 | 第7号 | 教育民生常任委員会の閉会中の調査研究について | 原案可決 |

会議の顛末

本会議（9月9日）

議長（川上守）

ただいまの出席人数は9人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番前住孝行議員、1番 梶原明議員を指名します。

日程第2

会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの12日間に決定しました。

日程第

諸般の報告をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、議員派遣報告を行います。

若桜町議会6月定例会において議決し、派遣を決定いたしました議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第24号 全国森林環境税創出促進議員連盟第26回定期総会、議会報告第25号 鳥取県町村議会広報研修会については、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した陳情について報告します。

本日までに受理した請願等は、お手元に配布の請願等文書表のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

日程第4

行政報告を議題とします。

町長からの報告事項は、報告第6号 平成30年度若桜町財政健全化判断規律等の報告について、でお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第5

議案第54号 平成30年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成30年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

お盆前までの猛暑も9月に入って若干和らいでまいりました。昨年の9月議会の時には、7月豪雨の対策で、まだ落ち着きを取り戻せない状況でございましたが、本年度は8月末に九州北部豪雨で死者が出るなど、依然として日本各地で異常気象が続いております。

犠牲になられた方にはお悔やみを申し上げますとともに、早い復興をお祈りしたいと思っております。我々も他人事ではなく、いつそのような状況になるかわからないことを肝に銘じて、防災に力を入れていかなければならないと思うところでございます。

さて、本日ここに令和元年第4回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和元年度一般会計補正予算及び諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げます次第でございます。

まず、世界に目を向けてみますと、米中貿易戦争やアメリカとイランの対立、日韓関係の悪化、北朝鮮の飛翔体の発射、さらには香港の逃亡犯条例の改正案に抗議する若者のデモなど、さまざまな所で不穏な空気が流れております。

本町も少なからず影響がある日韓関係の悪化では、日本各地で交流事業の中止などが毎日のように報道されているところでございます。私も9月3日に、鳥取県の平井知事と鳥取県日韓親善協会連合会の藤井会長と、道内の郡と交流している自治体の代表として、智頭町の寺谷町長と一緒に江原道を訪問し、江原道の崔文洵（チェ・ムンスン）知事と面談させていただきました。

今回の訪問で受けた印象では、確かに日韓両政府の関係はかなり悪化しているものの、韓国国民レベルでは、全くと言っていいほど関係悪化を感じさせるものではなく、江原道知事には、引き続き、平昌郡との交流の支援と両国の関係改善の一助となっただきたい旨の要望をさせていただきました。

史上最悪と言われる今の状況を変えられるのは、県や市町村などの自治体や民間などの草の根交流を推進していくことではないかと強く感じた次第でございます。

また、国政においては、いよいよ10月から消費税の増税が実施されます。各自治体においても、消費税増税対策としてプレミアム付商品券の発売などが行われることになっております。

本町への一番の影響は、保育園の保育料の無償化であり、わかさこども園は、平成26年度より無償化を実施し、全国に注目されるとともに、優位性を保ってきたわけですが、増税額を原資として全国の保育園の保育料が無償化されることに伴い、その優位性が崩れることにもなりかねない状況でございます。引き続き、子育てしやすい若桜町として、新たな支援策を打ち出していく必要があると考えているところでございます。

また、本町関係では、8月28日に町全域が星空保全地域に指定され、その認定証を平井知事より受け取りました。県内では、鳥取市、日南町に続き3番目で、町全域が指定されたのは日南町に続き2番目ということでございます。あわせて、若桜学園の6年生も、県教育委員会が実施した、平成30年度の「星取県魅力発信映像コンテスト」で優秀賞を受賞したことが縁で、「星空応援キッズ」として認定され、子供たちが星空保全宣言をいたしました。

この指定を受け、若桜町の美しく自然豊かな環境を守っていくとともに、星空を活かしたイベントなどがやりやすくなりますので、教育分野や氷ノ山での観察会など、地域や集落、団体等の活動を後押ししていきたいと考えているところでございます。

さらに、9月の5日には、第1町民体育館において老人スポーツ大会が、また9月の7日には、若桜学園運動会が開催され、高齢者や小中学生の皆さんが元気な姿を見せてくれ

ました。競技に集中して全力で望む姿や一生懸命応援する姿など、町民の皆さんが健康であればこそ、楽しみながらできることでもございます。

引き続き、町民の皆さんが健康で楽しく生活できるよう安全安心な町づくりに努めてまいりたいと思った次第でございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第54号 平成30年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は歳入総額37億4,771万8,178円、歳出総額35億1,256万2,252円で、歳入歳出差引額2億3,515万7,953円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億5,732万863円となりました。

主な施策の成果について、各費目別にその概要を申し上げます。

議会費では、一般質問の録画をホームページで公開されるなど、議会の透明化が図られたところでございます。総務費では、移住定住促進事業で、積極的に相談会へ参加するなどの取組を行い、昨年度は17世帯26名の方が移住して参られました。

国際交流事業では、昨年度は吉川YYCの皆さんが、平昌郡で開催されました「平昌そば祭り」に参加をして、日本式のそばをふるまうなど、平昌郡民の皆様との交流を行いました。地方創生事業では、八頭町と連携して、鉄道車両デザイナーとして有名な水戸岡鋭治氏が手がけた列車、「昭和」に続いて「八頭号」の運行を開始し、地元の方をはじめ、多くの観光客の方に喜ばれております。

今年度は「若桜号」が3月に運行を予定しておりますし、八東駅の行き違いも完成しますので、観光列車としての魅力や公共交通としての利便性がアップするものと期待しているところでございます。そのほか、元気だ村づくり交付金や集落公民館等施設整備事業

の執行などを行なっております。

次に、民生費では、高齢者福祉事業、障がい者福祉事業をはじめ、地域で安心して暮らせるための体制づくりを行っております。

また、わかさこども園では、調理室の増築工事と3歳未満児室の改修、病後児保育室の新設工事を行い、保育環境の充実を行ってまいりました。保育料無償化の継続や子育て支援センターの運営など、今後も引き続き、子育て支援の充実を図ってまいりたいと思っております。

衛生費では、健康増進や維持のための体力づくり事業、インフルエンザ予防や肺炎予防などの予防接種事業、また、妊婦検診や乳幼児検診などの母子検診事業、肝臓がん検診をはじめとする各種がん検診や健康相談などを実施し、生活習慣病の予防にも取り組んでおります。

このほか、家庭用ごみ処理機の購入助成や家庭ごみの分別手引きの全戸配布など、ごみの減量化や資源リサイクル化の推進を行っております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度や耕作放棄地再生事業を行い、農地の保全に努めてまいりましたし、がんばる地域プラン事業で、エゴマの栽培機械の導入や健康食品であるエゴマの講演会を開催するなど、農業の振興を図ってまいりました。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携してシカやイノシシの捕獲に努めるとともに、わかさ29工房の運営を猪鹿庵（ジビエアン）に指定管理事業者として委託し、有害鳥獣の利活用の推進やジビエの魅力発信に向けた取り組みを行いました。

林業では、林業団地の育成をはじめ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、民有林・町有林の保有事業の推進と林道・作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。

また、林業成長産業化地域として国から指

定された千代川流域の「林業成長産業化構想」の実現に向けた取り組みについても支援してまいりたいと思っております。

商工費では、若桜町商工会が主体的に実施する若桜のお土産品、特産品開発支援事業に対して助成を行い、新たなお土産品を開発、販売することができました。

また、創業・開業促進事業等を行なうとともに、住宅改修事業、プレミアム付商品券発行事業を通じて、町内の商工業者の振興と住民の地域内消費を推進いたしました。

観光部門では、恵まれた観光資源を活かし、交流人口や観光客の増加による賑わい創出を図るため、台湾への観光プロモーションをはじめとした観光PRを行ったり、各種イベントの開催、若桜氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会を中心にして、年間を通して氷ノ山集客促進に取り組みました。

また、昨年は、「氷ノ山インフォメーションセンター」をオープンいたしましたが、多くの皆様にご利用いただき、好評を得ているところでございます。

土木費では、安全な交通基盤を確保するため、町道の補修や栃原小学校線外改良工事の測量設計業務、浦町線の消雪施設改修工事などを行いました。

また、昨年の6月に「わかさ氷ノ山トンネル」が貫通いたしました。今年のスキー場開きまでには供用を開始すると伺っており、氷ノ山リゾート発展へ弾みがつくものと期待しております。

消防費では、防災対策の強化を図るため、職員参集システムの導入や、災害用備蓄品の充実に向けて整備を行いました。また、消防団、自警団への活動支援をはじめ、消防防災専門員を配置して各集落に出向き、防災への危機管理の醸成に努めるなど、安心・安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための環境整備などを行いました。

教育費では、学校教育の充実を図るため、平成29年度に引き続き、各教室にエアコンを設置して学習環境の改善を図ってまいりました。また、子育て家庭への支援として、入学祝い金や進級祝い金の贈呈、通学費助成、学園給食費の助成などを行い、保護者の負担軽減を行っております。

社会教育では、学校、家庭、地域が連携して児童・生徒の健全育成を図るため、PTA活動や青少年育成若桜町民会議へ活動支援と、放課後児童クラブを開設して児童・生徒の健全育成を図っております。

また、公民館活動では、生きがいがづくりや学習機会を提供していくために、文化サークルや若桜氷ノ山寿大学への支援、ナティキッズクラブなどの生涯学習講座の実施を行っております。

人権同和教育では、小地域学習会や人権問題公開講座を開催し、人権意識の高揚を図ってまいりました。

文化財保護では、若桜宿内に残る歴史的な町並み保存をするため、伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、保存地区の範囲や保存計画案の検討や住民への周知等を行いました。

また、「続編 若桜町誌」の編纂を進めるため、編纂室に2名配置し、資料収集や原稿の執筆を行っております。

保健体育費では、スポーツの振興を通して、健康で明るいまちづくりを推進するため、各種スポーツ団体への支援、温水プールを活用した健康増進、体力づくりなどに努めてまいりました。

以上、平成30年度に執行した施策の概要を申し上げましたが、歳入では、国庫支出金や県支出金などが減額となりましたが、町債の増加により対前年5,490万円余りの増、歳出では、物件費や扶助費などは減少したものの、投資的経費や特別会計への繰出金、公債費が増加したことから、対前年6,690万円余りの増となっております。

平成30年度の普通会計の健全化を示す、財政指標の経営収支比率は86.6%で、前年度に比べて1.7%増えております。これは、前年度と比較して、物件費、維持修繕費、公債費の増加が主な要因ではないかと分析しております。

なお、18%以上で適正化計画を策定することになっております実質公債費比率は、3年間の平均値で6.7%となり、前年対比で0.4%増加しているところでございます。

次に、議案第55号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額4億6,695万8,791円、歳出総額4億3,428万3,008円で、歳入歳出差引額3,267万5,783円となっております。

制度改正により、財政運営の主体が県となったことに伴い、歳入・歳出ともに、前年度対比で大幅な減額となっております。なお、保険税につきましては、被保険者数の減少に伴い、対前年575万円余りの減少となっておりますが、現年度分の収納率は98.47%と1.13ポイント減少しております。

続きまして、議案第56号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額6億4,829万2,499円、歳出総額6億3,303万4,767円で、歳入歳出差引額1,525万7,732円となっております。

歳入は、対前年5,714万円余りの増加となりましたが、これは、介護給付費等の増加に伴い、国支出金、支払い基金交付金及び町それぞれの負担額の増加が主な要因となっております。なお、保険料につきましては、保険料率の改定に伴い、対前年1,257万円余りの増加となっておりますが、現年度分の収納率は99.94%で0.04ポイント減少しており

ます。

また、歳出につきましては、対前年6,707万円余りの増となりましたが、これは、介護サービス等諸費と平成29年度実績に伴う返還金の増加が主な要因となっております。

次に、議案第57号 平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額5,569万8,563円、歳出総額5,569万1,863円で、歳入歳出差引額6,700円となっております。

この会計は、保険料を鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計でございます。歳入においては、保険料と一般会計繰入金が主な財源であり、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において、総務費広域連合納付金、緒支出金を支出しております。

次に、議案第58号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに2億599万198円となっております。

主な事業は、瀏見ほか3地区の簡易水道の統合に伴う配水管の敷設工事、水道施設修繕、漏水調査などで、安全で安定した飲料水の供給に努めております。

次に、議案第59号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに2億2,353万8,413円となっております。事業の概要といたしましては、若桜及び菴米浄化センターの維持管理のほか、ストックマネジメント計画の作成、若桜浄化センターの長寿命化のための設備改修工費、マンホール蓋改修工事などを行っております。

次に、議案第60号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに6,319万558円となっております。事業の概要といたしましては、吉

川及び池田中央地区浄化センターの維持管理と地方債の償還金となっております。

次に、議案第61号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに48万8,198円となっております。事業の概要といたしましては、団地の維持管理と起債償還金でございます。

次に、議案第62号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに108万2,120円となっております。事業の概要といたしましては、森林農地整備センター鳥取水源林整備事業所との分収造林契約により、森林施業を行うものであり、岩屋堂財産区の森林整備を実施いたしました。

次に、議案第63号 平成30年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額3,390万5,539円、歳出総額2,825万1,593円で、歳入歳出差引額565万3,946円となっております。事業の概要といたしましては、スキー場の管理運営を円滑に行うため、リフトの改修工事及びラッセル車の修繕などを行っております。

次に、議案第64号 平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入歳出ともに88万6,334円となっております。この会計では、歳入で滞納となっている貸付金のうち78万6,000円余りを回収しております。なお、貸付金の滞納額が8,760万円余りあることから、滞納者本人をはじめ、連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き貸付金の回収に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

本案の審議に先立ち、監査委員の審査意見報告を求めます。代表監査委員藤原重明さん。

代表監査委員（藤原重明）

失礼します。平成30年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況について、山本監査委員と行った審査意見を報告します。

1、審査の対象 （1）歳入歳出決算。ア 一般会計 平成30年度若桜町一般会計歳入歳出決算。イ 特別会計 ①平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、ほか②～⑨番まで特別会計の歳入歳出決算です。

（2）上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

（3）基金運用状況、若桜町土地開発基金

2、審査の方法、決算審査にあたっては、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、主に次の項目を視点として、関係証書類等により照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、あわせて例月出納検査、定期監査等の結果を勘案して慎重に審査した。

（1）計数は正確か。（2）予算の執行が地方自治法第2条第14項及び同条第15項の規定に則った効率的な処理と合理的な運営がなされているか。（3）会計経理事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか。（4）財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。（5）地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は適正か。なお、各会計の決算概要は別紙のとおりです。

3、審査の期間。令和元年8月20日から27日までの6日間。

4、審査の結果の報告。各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と歳入歳出整理簿等関係諸帳簿、証書類を照合した結果、全ての重要な点におい

て適正に表示されているものと認めた。

また、会計における残高は、預け入れ金融機関の貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。なお、土地開発基金については運用なし。

5、指摘事項。例月出納検査、定期監査等も踏まえ指摘事項はなし。

6、留意検討を要する事項。事務事業の執行にあたり留意、検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 財政運営の指標。財政関係指標等の数値は次のとおりである。経営収支比率は86.6%となり、前年度の84.9%から1.7ポイント上昇し、物件費及び維持補修費並びに公債費の増加が主な要因となっている。この率は、ここ3年連続で上昇しており、指標を意識した施策を行い、指針となる70%程度に向けた改善努力を望む。

(2) 資産台帳。公会計導入による財務4表等の公表もあり、各財産の管理や資本関係に基づく外部関係団体との連結決算も視野に、今まで以上に適時適切に管理することが求められている。上記の事務に適合した財務会計規則の見直しを同時に行われたい。

(3) 公会計導入により、他町村、地域内平均、類似団体との比較及び将来世代への負担等が分析できることとなった。庁内はもとより、町民に公表するとともに、内容を深掘りし、議会や職員、町民等の議論に活用し、町行政へ反映されたい。

(4) 各種税と使用料等。① 町税ほか各種保険料の現年度分の収納率は全て99.5%以上で、滞納繰越分も含めても96.1%となっている。対前年で1.4%下降したが、県内トップクラスを維持しており、評価できる。今後とも収納率の向上に努力されたい。② 債権管理について。(ア) 収入未済額については、回収努力、時効中断、不納欠損も含めて法に基づいた適正、効率的な滞納

整理事務を行われたい。(イ) 不納欠損については、町税及び各種保険料において、28万5千円実施、公共下水道事業の使用料において8万8千円実施された。時効到来、執行停止等の法令・規則に基づいた手続きを経ていると認められるが、納税者の状況、時効の有無など厳重に対処するなど債権管理を適切に行い、収入未済額の減少に努められたい。(ウ) 町営住宅使用料についても、収入未済額は1,412万3千円となっている。消滅時効期間は5年であるが、滞納率、額ともに高い状況である。慎重かつ厳正に対処され、適切な債権管理を行われたい。特に、入居者の生活実態や滞納者との交渉過程を時系列的に記録、保存し、不納欠損を行う際の検証可能な資料として整備されたい。(エ) 雑入に計上された1,602万1千円については、支払い契約が成立し、平成30年度に410万5千円を回収したものである。今後とも当該債務者の状況を定期的に把握しながら回収を継続されたい。

(5) 地籍調査の推進。当町の地籍調査は、平成29年度末現在で調査対象面積144.82km²のうち4.72km²が調査済みとなっている。進捗率は3.3%にとどまり、県内市町村の最下位である。このペースで進むと残り96.7%を実施するには100年単位の年月が必要と思われる。早急に事業の再構築を行い、年度目標を定めて確実に実施を推進されたい。

(6) 特産品開発支援事業補助金、雑穀エゴマの補助金はその要綱で、「一般流通で取り引きされる販売取引額の10分の3の補助率で限度額30万円以内で交付することとなっている。エゴマ油は昨今、各地で販売されているが、複数の流通価格による調査、確認することなく交付決定をされているので、要綱に沿った厳正な運用とされたい。

(7) 迎賓館管理運営事業。年間利用者数は300人程度であり、町民の施設として広く活用できているとは言い難く、開館以来、改修、維持管理費など多額の費用を投じている。平成31年度は更に維持費管理費が発生していることもあり、有効活用方法を検討するとともに、継続の見直しを含めた今後の運営方針を検討されたい。

(8) ホームページの活用。

①制度変更による速やかな画面の変更・削除について。公式ホームページは、いわゆる若桜町の玄関である。制度変更による画面の変更、削除は速やかに行われたい。

②若桜町の観光資源、特産品のPRについて。町として六次産業化として取り組んでいる、エゴマ油と若桜米について、その商品の効用や食味などを消費者にPRし、販売促進につなげられたい。

(9) 防災対策について。当町では昨年記録的な大雨による災害を被ったが、全国各地で地震をはじめとする経験したことの無い災害の発生が予測される。大災害が発生した場合、行政機能を維持するための業務継続計画（BCP）を策定し、被災から早期に立て直し、住民の安全や財産の保全に期するよう努められたい。

7、まとめ。

平成30年度一般会計の決算額は、歳入37億4,771万円、歳出35億1,256万円、差引残額2億3,515万円で、繰越財源を考慮した実質収支が1億5,732万円の黒字決算となっている。

また、特別会計10会計の実質収支額では、国民健康保険事業は3,267万円の黒字決算、介護保険事業が1,525万円の黒字決算、後期高齢者医療は約7千円の黒字決算、索道事業が565万円の黒字決算、その他の6事業は0円となっている。これは、財産区造林事業、索道事業、住宅新築資金等貸付事業を除く7会計が、一般会計から繰入れを受けた

結果である。

財政運営の実質公債比率は6.7%であり、0.4%上昇している。元利償還金の額が増加し、普通交付税額が減少したことによる。人口減少が進むことにより、基準財政規模に基づく交付税も減少することが予想され、大型事業が増加すると一気に上昇する恐れがある。

一方、老朽化しているインフラの更新は必要に迫られており、基金の裏付けがあるにしても、財政的には決して余裕があるとは言えない。

また、将来負担比率、比を入れていただけませんか、比率がマイナス3.8%からプラス0.2%と4%上昇した。これは、地方債現在高の増加によるものである。地方債が1億2千万円増加すれば、将来負担比率が1%上昇すると試算されており、これも注意を要する。

比率的には早期健全化基準には全く問題ないものの、事業を考える場合には、公債の発行と基金の取り崩しなどについてバランスを取っていくことも必要と思われる。

限られた財源の中で合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう期待している。以上でございます。

議長（川上守）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第54号から第64号までの議案に対して、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号から議案第64までの議案については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第5条第1項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

(代表監査委員 藤原重明さん退場)

午後 2時12分 再開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6

議案第65号 令和元年度若桜町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第65号 令和元年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,630万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億9,767万1千円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為の補正は、第2表「債務負担行為補正」、第3条の地方債の変更は、第3表「地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いた

します。地方交付税では、額の確定に伴うもので、814万8千円を追加いたしました。

分担金及び負担金では、農業用施設災害復旧事業負担金を22万9千円追加するなど、その他の補正と合わせまして総額28万9千円を追加いたしました。国庫支出金では、子ども・子育て支援事業費補助金を231万円減額するなど、その他の補正と合わせまして総額215万円を減額いたしました。

県支出金では、地域交通体系再編支援補助金に200万円、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金を427万2千円追加するなど、その他の補正と合わせまして総額1,001万7千円を追加いたしました。

財産収入では、物品売払代金として30万円追加いたしました。繰入金では、簡易水道事業特別会計からの繰入金として36万円を追加いたしました。繰越金では、前年度繰越金として4,217万4千円を追加いたしました。

諸収入では、雑入として町有自動車共済金、総合賠償補償保険金など合わせまして総額5万4千円追加いたしました。町債では、農業機械購入、災害復旧事業への充当など520万円を増額しましたが、臨時財政対策債を発行可能額の確定により808万9千円減額したため、総額288万9千円を減額いたしました。

次に、歳出な主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており総額454万5千円を追加いたしました。総務費では、企画費の移住定住促進事業に114万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額811万7千円を追加いたしました。

民生費では、障がい者福祉費支援費事業返還金に1,145万4千円、生活保護総務費の返還金に821万6千円をそれぞれ追加するなど、その他の補正と合わせまして総額2,626万3千円を追加いたしました。

なお、このたびの返還金につきましては前年度の実績に伴うものでございます。

衛生費では、健康増進事業に15万円、簡易水道会計への繰出金に252万4千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額283万7千円を追加いたしました。

農林水産業費では、がんばる地域プラン事業に348万2千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額470万6千円を追加いたしました。

商工費では、観光事業費補助金に212万円、ジビエ振興事業に64万円、氷ノ山集客促進事業に56万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額374万8千円を追加いたしました。

土木費では、河川公園管理事業に121万3千円を追加し、公共下水道事業の繰出金を370万円減額するなど、その他の補正と合わせまして総額188万4千円を減額いたしました。消防費では、災害対策事業補助金に569万6千円を追加いたしました。

教育費では、通学対策事業に407万8千円、給食センターの修繕に97万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額159万5千円を追加いたしました。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業に522万5千円を追加いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第66号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号 令和

元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第69号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第66号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,016万5千円とするものでございます。歳入につきましては、前年度繰越金を3,267万4千円追加し、財政調整基金繰入金を2,012万4千円減額いたしました。また、歳出につきましては、国民健康保険財政調整基金を1,199万2千円、予備費を55万8千円それぞれ追加いたしました。

続きまして、議案第67号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,536万2千円追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,460万2千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、事業費補助金を31万円追加いたしました。支払基金交付金では、介護給付金交付金の過年度分を25万7千円追加いたしました。繰入金では、一般会計からの繰入金27万7千円を減額いたしました。繰越金では、前年度繰越金として1,507万2千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、一般管理費に3万3千円を追加いたしました。介護給付費準備基金積立金では599万3千円を追加いたしました。地域支援事業費では、委託料から補助金へ予算の組み替えを行いました。諸支出金では、

平成30年度の実績に伴う返還金として904万9千円を追加いたしました。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を28万7千円追加いたしました。

続きまして、議案第68号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ252万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,426万7千円とするものでございます。歳入につきましては、一般管理費と維持修繕費分として、一般会計からの繰入金252万4千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、一般管理費の繰出金として36万円を追加いたしました。簡易水道施設費では、施設の修繕工事経費として216万4千円を追加いたしました。

続きまして、議案第69号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、これは特定財源を一般会計繰入金から町債へ財源更生を行うものでございます。なお、第3条の地方債の変更は、第2表「地方債補正」のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第70号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について、議案第71号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第70号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について、でございますが、これは、改正文化財保護法の施行に伴い条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第71号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、リフト料金の改正及び券種を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第72号 工事契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第72号 工事請負契約の締結について、でございますが、これは、災害復旧工事の工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、記1、工事名、高原の宿氷太くん法面災害復旧工事。2、工事場所、八頭郡若桜町大字巻米。3、契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜1111番地5、中一建設株式会社 代表取締役 中尾 仁。

4、契約金額、1億2,958万円。5、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第73号 損害賠償の額を定めること
について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして提案理由のご説明をいたします。

議案第73号 損害賠償の額を定めること
について、でございますが、これは、令和元
年8月6日、あかまつ団地のお試し住宅敷地
内で草刈り作業を行っていたところ、飛び
石により車両の一部を損傷させたため、相手
方の車両の損害賠償を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さ
までした。

午後 2時26分 散 会